青森県議会議員　関 良　議会報告　第11号　2018年

関 良 議会だより

青森県議会議員　所属会派：青和会
発行：関　良（せきりょう）　事務所：〒038-0042 青森県青森市新城字平岡109-11
電話番号：017-787-3306　公式サイト：http://sekiryo.jp/

第294回定例会
平成三十年六月二十日

青和会 関良議員 一般質問・答弁要旨

私は常に「弱者の立場に立って、弱者の方が安心して人生を送れるように支援をしていくべき事」が福祉の基本であると考えています。

この基本理念のもと質問します。

●人口減少時代における労働力人口の確保について。

人口減少は日本全体で問題となっていますが、特に本県のような地方では、地域が存続できるのかといった議論がなされるほど急速に進行しています。

本県の雇用関係指標は好調な推移が続いていますが、働き手の中心となる15歳から64歳までの生産年齢人口、いわゆる労働力人口の減少問題に直面しています。県内企業の経営者は、今後、首都圏との労働条件の格差解消を図り、女性が安心して子供を産み育て、更には早期に仕事に復帰できる環境をつくり、若い優秀な人材の県外流出を食い止める努力をするべきだと思います。また、人口減少が進む中でも増加している65歳以上の高齢者世代については、これまでの経験を活かした就労を促進し、更なる活躍をしてもらうべきではないでしょうか。

こうした、これまでにない課題への対策を、県はどのように考えているのか伺いたいと思います。

そこで3点質問します。

質問一

次期基本計画に「労働力不足への対応」を位置づけ、取組を強化していくべきと考えますが、知事の考えを伺います。

答弁・知事

私は、人口減少が続く中で将来も持続可能な青森県づくりを進める上で、労働力不足は直面する大きな課題であると認識しており、このため若者の県内定着や還流、女性や高齢者の就業率の向上等により労働力人口を確保するとともに、各産業における省力化など、生産性の向上を図ることが重要であると考えています。

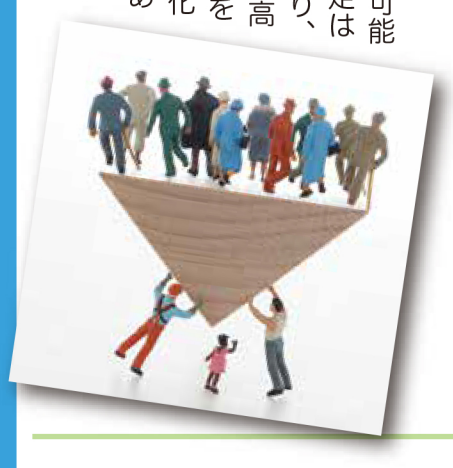

質問二

子育て期の女性や高齢者が就労・活躍できる環境づくりに向け、県はどの様に取り組んでいるのか伺います。

答弁・商工労働部長

女性の就労促進に向けた取組として、出産や育児等により退職した子育て女性を対象に、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな対策を講じ、就労意欲があり一層の活躍が期待される女性や高齢者の就労促進に取り組んでいきます。

質問三

首都圏と比較して賃金水準や労働条件に格差が有る中で県は、県内で生活することの魅力をどのように認識し発信していくのか伺います。

答弁・商工労働部長

近年、働き方改革など、働き方を見直す動きが進む中で、仕事と生活の調和、いわゆる「ワーク・ライフ・バランス」の実現が求められています。

このため、ゆとりある豊かな暮らしを営むことの魅力など、県内への就職定着の取組の強化を進めています。

●短命県の返上について。

厚生労働省が昨年12月に発表した2015年都道府県別平均寿命で、青森は男女とも全国で最下位となり、「短命県」の汚名返上はなりませんでした。

生活習慣病の早期発見、発症や重症化の予防の為には特定健診が重要ですが、本県の受診状況をみると、健保組合や共済組合の80％代に比べて国保の受診率は県平均で35％と極めて低いのが現状です。

国保は本県の基幹産業である農林水産業従事者の加入割合が高く、早期に国保の受診率向上対策を講じなければ農林水産業の衰退にも繋がるのではと懸念されます。

そこで3点質問します。

質問一

短命県返上に向け、県民の健康意識の醸成が最も重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

答弁・知事

県民一人ひとりが自らの生活習慣と向き合い、発症予防と重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ることができるよう、更なる「健やか力」の向上に取り組むとともに、従業員の健康管理を戦略的に取り組む企業を支援する青森県健康経営認定制度等を引き続き実施します。

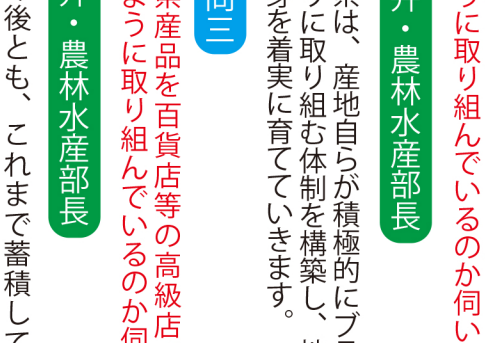

質問二

生活習慣病の発症や重症化を予防するためには、特定健康診査の実施率の向上が必須であるが、市町村国保の実施率が被用者保険に比べて低い要因について伺います。

答弁・健康福祉部長

市町村国保の場合は、被保険者自らが健診場所の確認や申込み等を行う必要があること等から、仕事や家事の忙しさ等を理由に健診受診を後回しにしてしまうことが考えられます。

質問三

市町村国保の特定健康診査の実施率を向上させるための県の取組について伺います。

答弁・健康福祉部長

市町村の特定健康診査の実施に要する費用の一部負担や、県の重点事業として、農業、漁業従事者がより受診しやすくなるよう、市町村国保と連携しながら、農閑期や漁の休みとなる日に健診日を設定した上で、受診の働きかけ等を行う農協や漁協を支援することとしています。

●訪問介護における生活援助の見直しについて。

保険制度の訪問介護サービスのうち、ヘルパーが家事を手伝う「生活援助」が見直されますが、介護現場からは質の低下や利用抑制になるのではと、懸念の声が上がっています。

生活援助は「単に家事を代行するだけではなく、動作や感情の変化、認知症の兆候はないか、訪問のたびに細かく観察している」一面も兼ねている状況です。

業界でも「基準緩和」でヘルパーの質が下がる上、報酬も引き下げられれば担い手が益々集まらないと指摘しています。

そこで2点質問します。

質問一

県では生活援助の見直しにより、介護の現場や利用者にどのような影響が生じると認識しているのか伺います。

答弁・健康福祉部長

財源や人材が限られた中で、自立支援・重度化防止に資するサービスが推進されるものと考えています。

質問二

生活援助の見直しにより、介護人材の不足や介護の質の低下、利用抑制等が進むとの声を聞くが、こうした懸念に県はどのように対応していくのか伺います

答弁・健康福祉部長

県としては、制度の周知や、創設された研修課程の円滑な実施に努めていくほか、今後国が作成する予定としているケアプランの検証等のマニュアルに基づき、市町村への助言を行うこととしています。

●県産品のブランド確立について。

県では新たなブランド産品の開発などに取り組むなど、売れる県産品づくりに取り組んでいますが、全国からも続々とブランド産品の波が押し寄せ、首都圏の高級デパートでは、全国各地のブランド産品が並ぶ激しい競争となっていて、「青天の霹靂」でさえも銀座三越では取り扱われているが、高島屋では取り扱われていないなど厳しい現状もうかがえます。

こうした全国での競争の中、高品質な県産品がしっかりと評価されるよう県全体で戦略的に取り組む必要があり、本県の特性を生かして農林水産物の付加価値を高めるなど、他県との差別化を図っていくことが必須だと思います。

そこで3点質問します

質問一

県産品の信頼や評価をさらに高めていくため、ブランド化をどのように推進していくのか、県の考え方を伺います。

答弁・知事

本県は、流通・販売面でこれまで培ってきたビジネスパートナーとの信頼関係のもと、「エープレミアム」も活用した新たな販路の開拓や、効果的なPR等に戦略的かつ継続的に取り組み、今後は、県産品の差別化を図った有利販売や認知度の向上につなげ、消費者から信頼や評価を得ながらブランド化を推進していきます。

質問二

地域産品のブランド化について県はどのように取り組んでいるのか伺います。

答弁・農林水産部長

県は、産地自らが積極的にブランド産品づくりに取り組む体制を構築し、地域ブランドの芽を着実に育てていきます。

質問三

県産品を百貨店等の高級店で販売拡大するため、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

答弁・農林水産部長

今後とも、これまで蓄積してきたノウハウやネットワークを生かしながら、実需者と産地とのマッチングに取り組み高級店における県産品の販路拡大を図っていきます。

●外国人観光客の誘客対策について

本県を訪れる外国人観光客からは、外国語表記が不十分、買い物の際のモバイル決済ができない、Wi-Fi環境が十分に整備されていないと言う声が聞かれている他、実際に、私も、奥入瀬渓流を散策している方々から、コース内にトイレや休息所がほしいという声が届いています。

そこで、本県の特色を生かした受入環境を整備するとともに、海外の方に、本県を魅力的な観光地として選んでもらう戦略的な取組が必要です。

そこで3点質問します。

質問一

急激に増加している外国人観光客の受け入れにおける課題と、受入れ環境整備に関する県の取組状況について伺います。

答弁・観光国際戦略局長

更なるインバウンド拡大のためには、外国人観光客の満足度向上を図り、リピーターの増加につなげる事ができる様、受入環境を整備していきます。

質問二

海外からのグリーン・ツーリズム宿泊客の拡大に向けた県の取組について伺います。

答弁・農林水産部長

地方ならではの生業や伝統的な生活文化を体験する旅に高い関心を持つ外国人旅行者が増加しており、今後は、教育旅行と併せて、個人旅行の誘客促進にも力を入れていきます。

質問三

本県の魅力について海外に向けた情報発信を強化する事が重要と考えるが県はどのように取り組んでいくのか伺います。

答弁・観光国際戦略局長

海外からの誘客を一層促進するためには、海外における本県の認知度向上を図ることが重要と考え、本年度から、海外のメディアに対しても本県の魅力をPRするため、新たな情報発信活動に取り組むこととしております

※この他の質問・・・
生活困窮者に対する支援について。
県立保健大学の県内就職率について。
インフラ長寿命化対策について。

以上報告とさせていただきます。
皆様の青森県政に対するご意見をお聞かせ下さい。

関良だより 第11号 2018年
発行 関良（せきりょう）
事務所 青森市新城字平岡109-11
電話番号 017（787）3306
公式サイト sekiryo.jp